

北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次
ページ

規則

○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

一

○北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

(地域医療課)

二

○北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

(地域医療課)

三

○北海道立青函トンネル記念館管理規則を廃止する規則

(交通企画課)

三

訓令

○北海道公用文作成規程の一部を改正する訓令

(法制文書課)

三

告示

○特定調達契約に係る入札の公告

(法制文書課)

五

道庁会告示

○北海道議会会議規則の左横書きの実施等に関する規則

六

公布された規則のあらまし

◇北海道税条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第九十一号)

一 趣旨及び内容

地方税法等の改正に伴い、法人の道民税、法人の事業税及び不動産取得税について規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日等

1 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 規則改正に伴う経過措置を講ずることとした。

◇北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第九十二号)

一 趣旨及び内容

道立の看護職員養成施設の課程を経て将来道内において看護職員として業務に従事しようとする者に対し貸付する修学資金について、その償還の免除に係る計算方法を変更することとし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、同日以後に最初の貸付の決定を受ける者に係る修学資金から適用することとした。

◇北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第九十三号)

一 趣旨

道立以外の看護職員養成施設の課程を経て将来道内において看護職員として業務に従事しようとする者に対し貸付する修学資金について、その償還の免除の要件等の一部を変更することとし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 修学資金の償還が免除される施設について、保健所又は市町村を地域保健法に規定する特定町村(以下「特定町村」という。)に改めることとした(第七条の二関係)。

2 修学資金の償還が免除される施設の訪問看護事業所に勤務する前に必要とされる実務経験について、その勤務先として指定されている道内の特定施設から特定町村を除くこととした(第七条の四関係)。

3 修学資金の貸付を受けた者に係る当該貸付金の償還の免除に係る計算方法を変更することとした(第十一条第四項関係)。

三 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、同日以後に最初の貸付の決定を受ける者に係る修学資金から適用することとした。

◇北海道立青函トンネル記念館管理規則を廃止する規則 (規則第九十四号)

一 趣旨及び内容

北海道立青函トンネル記念館条例の廃止に伴い、北海道立青函トンネル記念館管理規則を廃止することとするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、平成十四年十一月一日から施行することとした。

規則

規則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十月十八日

北海道知事 堀 達也

平成十四年十月十八日 金曜日

北海道規則第九十一号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則（昭和二十九年北海道規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の二中「第五十三条第七項」を「第五十三条第二十五項」に改める。
第三十九条の三第一項中「第五十三条第二十一項」を「第五十三条第四十一項」に改める。
第三十九条の三の二中「第五十三条第二十二項」を「第五十三条第四十二項」に改める。
第四十一条の三中「第二十四条の四第二項」の下に「（政令第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）」を加える。
第四十九条の五第一項中「次の各号」を「次に、「第四十三条ノ九第二項」を「第七十六条第二項」に改める。

別記第六号様式その一中

期別
(事業年度又は計算期間)
を
期別
(事業年度若しくは計算期間又は連結事業年度)
に

期別
(事業年度又は計算期間)

を
期別
(事業年度若しくは計算期間又は連結事業年度)
に改める。

別記第六号様式の五中

月分
(事業年度又は計算期間)
を
月分
(事業年度若しくは計算期間又は連結事業年度)
に改める。

別記第二十六号様式その一の表中

事業年度又は計算期間
を
事業年度若しくは計算期間又は連結事業年度
に改め、同様式そ

の二の表中

事業年度又は計算期間
を
事業年度若しくは計算期間又は連結事業年度
に改める。

別記第二十九号様式その一中

期別
(事業年度又は計算期間)
を
期別
(事業年度若しくは計算期間又は連結事業年度)
に

期別
(事業年度又は計算期間)
を
期別
(事業年度若しくは計算期間又は連結事業年度)
に改める。

別記第四十八号様式の二の表中

法人税額
を
法人税額又は個別帰属法人税額
に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道税条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定中法人の道民税に関する部分は、平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の道民税、同日以後に終了する連結事業年度分の法人の道民税及び同日以後に終了する計算期間分の法人の道民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道民税及び同日前に終了した計算期間分の法人の道民税については、なお従前の例による。
- 改正後の規則の規定中法人の事業税に関する部分は、平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十月十八日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第九十二号

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則（昭和三十七年北海道規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第四号を次のように改める。

四 六十五歳以上の老人の収容比率の平均値が六十パーセント以上の病院又は主として老人慢性疾患の患者を収容する病室を有するものとして医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）の施行の際現に同法第一条の規定による改正前の医療

法第二十一条第一項ただし書の規定に基づく知事の許可を受けていた病院
第九条第一項及び第二項中「二分の三」を「二分の五」に改める。

別記第一号様式(裏中「~~昭又は道内の市町村~~」を「~~地域保健法(昭和22年法律第101号)~~
~~第2条第2項第1号に規定する市町村~~」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に最初の貸付の決定を受ける者に係る修学資金について適用し、同日前に最初の貸付の決定を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年十月十八日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第九十三号

北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則(昭和三十八年北海道規則第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第七条の二の表保健師の項第四号を次のように改める。

- 四 六十五歳以上の老人の収容比率の平均値が六十パーセント以上の病院又は主として老人慢性疾患の患者を収容する病室を有するものとして医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第百四十一号)の施行の際現に同法第一条の規定による改正前の医療法第二十一条第一項ただし書の規定に基づく知事の許可を受けていた病院
- 第七条の二の表保健師の項第八号を次のように改める。

八 地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第二十一条第二項第一号に規定する特定町村(以下この号において「特定町村」という。)(当該貸付を受けた者に係る貸付決定の際又は当該貸付を受けた者が勤務する際に特定町村であつた町村が特定町村でなくなつた場合における当該町村を含む。)

第七条の四を第七条の五とし、第七条の三の次に次の一条を加える。
(実務経験の対象から除かれる特定施設)

第七条の四 条例第七条第一号の規則で定める特定施設は、第七条の二の表保健師の項の第八号に掲げるものとする。

第十一条第四項中「二分の三」を「二分の五」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に最初の貸付の決定を受ける者に係る修学資金について適用し、同日前に最初の貸付の決定を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

北海道立青函トンネル記念館管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十四年十月十八日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第九十四号

北海道立青函トンネル記念館管理規則を廃止する規則

北海道立青函トンネル記念館管理規則(昭和四十八年北海道規則第二十八号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成十四年十一月一日から施行する。

訓

令

北海道訓令第29号

北海道公用文作成規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
北海道公用文作成規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成14年10月18日

北海道知事 堀 達也

北海道公用文作成規程の一部を改正する訓令

北海道公用文作成規程(昭和63年北海道訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

別記の1の項第1号のアの事項からエの事項までを次のように改める。

ア 新規制定の場合

×○○○○○○○○○条例をここに公布する。
××平成○○年○○月○○日

北海道知事×氏

名×

[illegible]

(2) 入札日時	平成14年11月27日(水) 午前11時
(3) 開札場所	(1)に同じ。
(4) 開札日時	(2)に同じ。
6 入札保証金及び契約保証金 入札保証金及び契約保証金は、免除する。	
7 入札説明書の交付に関する事項	
(1) 交 付 場 所	北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部法制文書課
(2) 交 付 方 法	(1)の場所であつて交付する。
8 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。	
9 落札者の決定方法 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定より定めたる予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内であつて最低の価格(1月当たりの単価)をもつて入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。	
10 契約書作成の要否	
11 その他	
(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額(単価)とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)。	
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
ア 名 称	北海道総務部法制文書課
イ 所 在 地	郵便番号 060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-231-4111 内線 22-271
(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨	
(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。	
(6) この入札の執行は、公開する。	
(7) 詳細は、入札説明書による。	
12 Summary	

A. Nature and quantity of the products to be procured :
Computer servers for the Hokkaido integrated document management system
B. Bid tendering date and time :
11 : 00 A. M., November 27, 2002
C. Contact :
Legislation and Archives Division, Department of General Affairs, Hokkaido
Government, Nishi 6-chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588 Japan
Phone : 011-231-4111 Ext. 22-271

道 議 会 告 示

北海道議会告示第五号

北海道議会議規則の左横書きの実施等に関する規則を次のように定める。

平成十四年十月十八日

北海道議会議長 酒 井 芳 秀

北海道議会議規則の左横書きの実施等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、北海道議会議規則(昭和三十一年北海道議会告示第一号。以下「会議規則」という。)の形式を左横書きとすること等に関し必要な事項を定めるものとする。(形式の変更)

第二条 会議規則の形式は、次に定めるところにより左横書きとする。

一 会議規則における右方はこの規則による改正後の会議規則(以下「改正後会議規則」という。)における上方とし、会議規則における上方は改正後会議規則における左方となる。

二 改正後会議規則における文字(符号を含む。以下この号において同じ。)の順序は、会議規則における文字の順序とする。

(用字及び用語の整理)

第三条 会議規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改めらる。

一 漢数字(熟語の一部として用いられているもの及び二の項に掲げるものを除く。)	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字

三	促音として用いられている「っ」	「っ」
四	「あわせて」	「併せて」
五	動詞「こえる」の語幹「こ」	「超」

2 前項の規定によることが適當でないと認められるときは、議長が定めるところによる。
(議長への委任)

第四条 この規則の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
印刷総
部務
法部
制法
文制
書文
会書
社課
道